

習志野市学校給食センター建替事業に係る特定事業の選定について

民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律（平成 11 年法律第 117 号。以下「P F I 法」という。）第 7 条の規定に基づき、習志野市学校給食センター建替事業（以下「本事業」という。）を特定事業として選定しましたので、同法第 11 条第 1 項の規定により、特定事業の選定における評価結果を公表します。

平成 28 年 10 月 17 日

習志野市長 宮本 泰介

1. 事業概要

(1) 事業名称

習志野市学校給食センター建替事業

(2) 公共施設の管理者の名称

習志野市長 宮本 泰介

(3) 事業の基本的内容

① 施設内容

- ・事業用地：習志野市芝園 2 丁目 1 - 3 2 の一部
- ・敷地面積：約 6,000 m²
- ・供給能力：8,000 食／日

② 事業方式

本事業は、P F I 法に基づき、事業者が施設の設計及び建設を行い、開業準備を完了した上で市に施設の所有権を移転した後、維持管理・運營業務を行う B T O (Build-Transfer-Operate) 方式により実施する。

③ 事業期間

本事業の事業期間は、事業契約締結日から平成 46 年 3 月 31 日までとする。

④ 事業の範囲

事業者が行う主な業務は、次のとおりとする。

ア 施設整備業務

(ア) 事前調査業務及びその関連業務

(イ) 設計業務及びその関連業務に伴う各種許認可手続き等の業務

- (ウ) 建設工事及びその関連業務
- (エ) 工事監理業務
- (オ) 調理設備設置業務
- (カ) 運営備品等調達業務
- (キ) 配送車両調達業務
- (ク) 近隣対応・対策業務

イ 開業準備業務

ウ 維持管理業務

- (ア) 建築物保守管理業務
- (イ) 建築設備保守管理業務
- (ウ) 調理設備保守管理業務
- (エ) 植栽及び外構維持管理業務
- (オ) 清掃業務
- (カ) 警備業務

エ 運営業務

- (ア) 食材検収補助業務
- (イ) 給食調理業務（下処理業務及び配缶業務を含む。また、アレルギー対応食を含む。）
- (ウ) 衛生管理業務
- (エ) 食器・食缶等洗浄・保管業務
- (オ) 給食配送業務
- (カ) 配送校配膳室業務
- (キ) 廃棄物等処理業務
- (ク) 配送車両維持管理業務
- (ケ) 運営備品等更新業務

2. 市が従来手法で実施する場合とPFI方式により実施する場合の評価

本事業を市が従来手法で実施する場合とPFI方式により実施する場合とを比較することにより、特定事業の選定における客観的評価を行った。

(1) コスト算出による定量的評価

① 前提条件

本事業を従来手法で市が実施した場合の市の負担額とPFI方式により実施する場合の市の負担額との比較を行うにあたって、その前提条件を以下のとおり設定した。

また、本試算ではリスク調整費は加味していない。

なお、これらの前提条件は市が独自に設定したものであり、実際の事業者の提案内

容を制約するものではない。

区 分	市が従来手法で実施する場合	P F I 方式により実施する場合
共通条件	<ul style="list-style-type: none"> ○設計・建設期間：約 1 年 7 ヶ月 ○維持管理・運営期間：15 年 ○割引率：1.59%（インフレ率等を勘案） 	
市の財政負担額の主な内訳	<ul style="list-style-type: none"> ①初期整備費 <ul style="list-style-type: none"> ・施設整備費、運営備品等調達費等 ②開業準備費 ③維持管理費 <ul style="list-style-type: none"> ・維持管理費、建物修繕費、調理設備更新費等 ④運営費 <ul style="list-style-type: none"> ・運営等人件費、配送費、光熱水費、その他運営費等 ⑤地方債の償還金及び支払利息 	<ul style="list-style-type: none"> ①初期整備費 <ul style="list-style-type: none"> ・施設整備費、運営備品等調達費等 ②開業準備費 ③維持管理費 <ul style="list-style-type: none"> ・維持管理費、建物修繕費、調理設備更新費等 ④給食運営費 <ul style="list-style-type: none"> ・運営等人件費、配送費、光熱水費、その他運営費等 ⑤その他の経費 <ul style="list-style-type: none"> ・S P C 経費、金融組成費等 ⑥公租公課
資金調達に関する事項	<ul style="list-style-type: none"> ・交付金 ・地方債 ・一般財源 	<ul style="list-style-type: none"> 【民間事業者】 ・市からの一括払分 ・自己資金 ・市中借入 【市】 ・交付金 ・地方債 ・一般財源
経費算定方法	<ul style="list-style-type: none"> ・既存給食センターの実績又は類似事例を踏まえて算定 ・運営費については現在の給食センターの実績を踏まえて算定 	<ul style="list-style-type: none"> ・給食センターPFI 事業の実績又は類似事例を踏まえて算定 ・運営費については現在の給食センターの実績及び事業者ヒアリングを踏まえて算定

② 定量的評価の結果

上記の前提条件を基に、市が従来手法で実施する場合の財政負担額と P F I 方式により実施する場合の財政負担額を事業期間中にわたり年度別に算出し、財政負担額の事業期間合計を現在価値換算額により比較した。

この結果、本事業を従来手法で実施する場合に比べ、P F I 方式により実施する場合は、事業期間中の財政負担額が約 9 %削減されるものと見込まれる。

(2) P F I 方式により実施することの定性的評価

本事業において P F I 方式を用いた場合、財政の効率的使用の達成によるコスト削減（V F M）の可能性といった定量的な効果に加え、以下のような定性的な効果が期待できる。

① 良質かつ効率的な給食サービスの提供

本事業においては、性能発注及び一括契約を通じて、P F I 事業者が有する設計、建設、維持管理、運営の専門的な知識やノウハウを活用することにより、本施設の機能の向上や給食提供の確実性、安全性、効率性、環境問題への対応が可能となり、良質かつ効率的な学校給食サービスの提供が期待できる。

② 官民のパートナーシップによる安心で安全な給食の提供

施設整備や維持管理に加え、調理を含む幅広い運営業務を P F I 事業者に委ねることにより、民間事業者のノウハウが発揮され、また、献立作成や食材調達を行う市とのパートナーシップによる、より安全で衛生的な学校給食の提供が可能となる。

③ 適切なリスク分担による安定した事業運営

計画段階であらかじめ、市と事業者が事業期間中の発生するリスク想定し、適切なリスク分担をすることにより、問題発生時における適切かつ迅速な対応が可能になり、業務目的の円滑な遂行や安定した事業運営の確保が期待できる。

④ 財政の平準化

本事業に必要な費用を 15 年間にわたる維持管理・運営期間中に、市はサービスの対価（施設整備費、維持管理費、運営費）として毎年おおよそ一定額で支払うことから、財政支出の平準化が可能となる。

3. 総合的評価

本事業は、P F I 方式で実施することにより、従来手法で実施した場合と比較して、定量的評価において約 9 % の財政負担額の削減が達成されることが見込まれる。

また、定量化できない多くの定性的効果も期待できる。

以上により、本事業を特定事業として実施することが適当であると認め、ここに P F I 法第 7 条に基づく特定事業として選定する。